

「みなさんが使用できる漁具・漁法」

漁業法、水産資源保護法、愛媛県漁業調整規則、愛媛海区漁業調整委員会指示などにより、遊漁を行う上での制限又は禁止事項が決められています。

遊漁者の漁具・漁法の制限

遊漁者のみなさんが水産動植物をとることができる漁具・漁法は次のものに限られます。また、これらの漁具・漁法で遊漁する場合でも、漁業者の操業を妨げないようにしなければなりません。(愛媛県漁業調整規則第44条)



●**竿釣り及び手釣り**(船からのまき餌釣りを除く。)
 ※1 曳縄釣り(トローリング)は禁止されています。
 ※2 ひっかけ釣りは禁止されています。



●**投網**(船舶を使用しないもの。)



●**やす**(火光その他の照明を利用しないもの。又発射装置を有したものを除く。)
 ●**は具**



●**たも網及びさ手網**
 (火光その他の照明を利用しないもの。)



●**徒手採捕**

陸からのまき餌釣り

陸からのまき餌釣りについては、次のことに注意してください。

- 愛媛海区漁業調整委員会の指示により、まき餌釣りが禁止されている場所があります。
- 愛媛県海域では、「赤土の使用」が禁止されています。
- 「船からのまき餌釣り」は、禁止です。



●愛媛海区漁業調整委員会の指示により、陸からのまき餌釣りが禁止されている区域は、次の図の赤く示した場所です。

※まき餌釣りが禁止されている箇所の詳細は、愛媛県ホームページ(下記)をご覧ください。

<https://www.pref.ehime.jp/h37200/6182/documents/makih26.pdf>



禁止されている漁具・漁法

次に掲げる漁具・漁法により水産動植物をとってはいけません。

【水産資源保護法第5条及び第6条】

- 爆発物を使用する方法
- 有毒物を利用する方法



【愛媛県漁業調整規則第37条】

- 発射装置を有する「もり」又は「やす」
- 水中に電流を通じて行う漁法
- あぶらいか(布切その他吸油性のものに油を浸したものを含む)を使用して行う漁法

